

◆去勢避妊を必ずして正しく飼える方は、ペット店・ブリーダーから買うのではなく、まずは保健所のホームページへアクセスしてみましよう。処分予定の動物の写真が掲載されています。

検索キーワードは、「県北保健福祉事務所」「県中保健福祉事務所」「県南保健福祉事務所」「いわき市保健所」「会津保健福祉事務所」「郡山市保健所」等。



★★保健所から譲渡を受ける際、保健所職員が去勢避妊の確約を取らずに譲渡したら公務員職務違反。処分数削減の観点から、保健所職員には去勢避妊の必要性を住民へ啓発する職務にあります。啓発職務を怠る職員を見つけたら「アニマルポリス」まで通報を。

★★行政処分方法が苦痛死であるにも関わらず「安楽死」と嘘の広報を永年続けたのは、県庁職員×××氏。このことは、少なからず処分数削減の弊害となった。現在、当方は×××氏の処分を県庁人事課へ求めている。★どうしても飼えなくなった方は、悪い人を無理矢理良い人に見立てて譲渡するのではなく、病院で苦痛のない安楽死処置を。●保健所から次々にレスキューしてきて次々に里親探しをする有志がいる。苦痛死を避けたものの「生き地獄」となっているものか心配。「里親探し＝解決」という安易な考えで良いのだろうか。

●産ませた飼い主は命をもてあまし、家から追い出す目的で、新しい飼い主を探すのです。実質 遺棄である。去勢不妊で悲劇の大半が防げます。

◆福島県庁動物行政担当 ×××氏の大罪◆

動物の処分費削減は、去勢避妊の徹底による《処分数の削減》によって成すべき。ところが福島県は、去勢避妊の啓発には全く重点を置いていなかった。近年、やっと去勢不妊の啓発をするようになった。とはいえ、巧妙なトリックによって不良飼い主にも逃げ道を与えている。福島県が、保健所に引き取られた命を 新しい飼い主へ譲渡する際の誓約書の一部を転載する。

転載部分



(9) 譲り受け後、3ヶ月経過時点までに、不妊去勢の実施状況の実施状況並びに現在の健康状態について報告いたします。

《考 察》生後3ヶ月の猫を譲り受けたとする。翌日に譲受人が「まだ生後3ヶ月なのであと2ヶ月くらいしてから不妊手術を受けさせます」と県へ報告してしまえばそれまでだ。その点を×××氏へ指摘したところ「仰ることは良く解ります」と言ったが改善しない。

●福島県庁は×××氏の指示のもとで、処分方法は注射による安楽死ではなく、安価な苦痛死処分方法（二酸化炭素使用）を行っている。つまり、処分数削減の努力をせず、苦痛死を選んで処分コストを安くあげる方法をとっている。そして永年、「安楽死」という嘘のアピールをしてきたのだった。そろそろ×××氏には退陣して頂きたい。県人事課はどのような判断をくだすだろうか。

主婦 アニマルポリス〒960-8066 福島市矢剣町1 1-3 星野節子 024-563-7650 (tel fax)

このビラはご自由にコピーして広めてください（連絡不要）